

海外経済要録

国際機関

◇ IMF・世銀年次総会の開催

1. 第26回 IMF・世銀年次総会は、9月27日から10月1日までの5日間、ワシントンで118か国の代表を集め開催された。今次総会では、米国の経済緊急措置発表によりIMF体制が根底から揺らいでいるおりから、各国代表から当面の国際通貨危機打開策、将来の国際通貨制度改革問題等を中心例年になく活発な意見がひれきされた。各国は一様に現在の国際通貨危機の早期解決を望み、事態収拾のため国際的協調の必要を求める空気が支配的であった。この中にあって、開発途上国はこぞって今回の通貨危機のため著しい迷惑をこうむっているとして強い不満の意を表明、今後の制度改革にあたってはみずからも積極的に参加する旨主張した。

2. 総会における主要論点は以下のとおり。

(1) 当面の国際通貨危機打開策

各国とも現実的な平価体系の早急な確立を要望、とくにフランスはその期限を本年末までとすることを主張した。また、フランス、オランダ、イタリアなどが平価の再調整には米ドルも含むべきであると表明したのに対し、米国は、金価格引上げはなんら経済的意味なしと従来の主張を繰り返すことにどまつた。米国の輸入課徴金については、平価の再調整と同時に撤廃すべしとの主張がシュバイツァー専務理事の開会演説のほか、イタリア、オランダなどからもなされたが、米国は、①各国が貿易障壁を取り除き、かつ②為替相場を市場実勢に完全にゆだねる(介入なきフロート)こととすれば、これを撤廃する用意がある旨明した。さらに、多くの国が一時的にでも変動幅を拡大することを主張したほか、資本移動規制については、西ドイツが消極的な意見を述べた以外は、程度の差こそあれその必要性を認めた。

(2) 将來の国際通貨制度の改革

現行制度の改革が必要であり、その場合には固定相場制を基準とし、これまでのような準備通貨の役割を減退させる一方、SDRの役割増大を目指すという点で各國の意見はほぼ一致をみた。特に英国はSDRを基軸通貨とした通貨改革案を提出、EEC

諸国はじめ多くの国の支持を得た。この間イタリアが、将来の通貨制度として、通貨の地域的結合が行なわれ、域内では固定相場制、対域外は弾力相場制となることの可能性について示唆し注目された。

3. なお、総会最終日にはIMF全加盟国による国際通貨問題の解決を指向する旨の決議案を全会一致で採択、シュバイツァー専務理事は閉会にあたり、今次総会の一般討議を通じて次の諸点についておおむね合意が得られたと結論した。

- (1) 現在の危機を国際的協調によって解決することが開発途上国を含めて全加盟国の利益のために緊要であること。
- (2) 國際收支不均衡の是正には、可及的すみやかに主要通貨について平価の現実的再調整を実現することが必要であり、これに伴って一時的な変動幅拡大を導入することが有効であること。
- (3) 将來の国際通貨制度改革の検討にあたっては、①準備通貨、金およびSDRの役割、②交換性の問題、③為替レートに関する協定の改正、④資本移動、など制度上のあらゆる側面を対象とすべきこと。

◇ 10か国蔵相会議、コミュニケを発表

10か国蔵相・総裁は9月15、16日ロンドンで、次いで同26日ワシントンで会議を開催、それぞれ以下のようなコミュニケを発表した。

(1) 10か国蔵相・総裁会議コミュニケ(9月16日、ロンドン)

イ. IMF一般借り入れ決めに参加している10か国の蔵相および中央銀行総裁は1971年9月15日および16日、ロンドンにおいてベンソン・カナダ蔵相を議長として会合を開いた。本会議にはシュバイツァーIMF専務理事が参加したほか、シュトッパー・スイス国民銀行総裁、ヴァン・レネップOECD事務総長、ラール国際決済銀行総支配人およびバールEBC委員会副委員長も出席した。

ロ. 蔵相および総裁はまず蔵相・総裁代理会議議長から報告を受けた。次いで蔵相および総裁は、世界各国の間に現存する国際收支不均衡の性格および原因を検討し、大幅な調整が必要である点で合意に達した。蔵相および総裁は、かかる調整を行なうために広範な領域にわたる措置が必要であり、かつ、かかる措置には通貨の適切な再調整を含むべきであるという点で合意に達した。これに連れて、通貨の適切な再調整にかかる諸事項、公正な世界貿易に

に関する取決めと各種負担の分担および国際通貨制度の長期的改革の必要性がすべて検討された。

ハ. したがって、蔵相および総裁は、今後の作業を早急かつ十分慎重に進めるための適切な手段を検討した。蔵相および総裁は、蔵相および総裁代理に対し、より緊急の問題に関する作業計画を作成して9月26日までに報告するとともに、IMFと共同して国際通貨取決めの改革についての諸方策を検討するよう指示した。もとよりこの作業計画は、本問題の各侧面をそれぞれの権限の範囲内で研究している各種国際機関の研究結果を考慮し、かつ参考にすることとなる。これに連絡して、OECDの経済政策委員会第3作業部会が米国にとって必要な国際収支調整の規模およびこれの諸外国に与える影響の算定作業を継続することを確認した。

ニ. 蔵相および総裁は、1971年9月26日にワシントンで再会することを約した。

(2) 10か国蔵相・総裁会議コミュニケ(9月26日、ワシントン)

イ. IMF一般借り入れ取決めに参加している10か国の蔵相および中央銀行総裁は1971年9月26日、ワシントンにおいてベンソン・カナダ蔵相を議長として会合を開いた。本会議にはショパイツァーIMF専務理事が参加したほか、ショットナー・スイス国民銀行総裁、ヴァン・レネットOECD事務総長、ラール国際決済銀行総支配人およびバールEEC委員会副委員長も出席した。

ロ. 蔵相および総裁はロンドンにおける会合で始められた討議を続行した。蔵相および総裁はまず蔵相・総裁代理会議のオッソラ議長から、より緊急の問題に関する代理会議の作業計画の準備結果につき報告を受けた。蔵相および総裁は、これらの問題には通貨再調整の幅と方法、若干の平価比変動幅拡大の一時的採用、輸入課徴金の撤廃、および米国国際収支を改善させるための為替関係以外の措置を含むという点で合意に達した。蔵相および総裁の見解によれば、長期的改革が実施されるまでの間、国際通貨制度の安定と効果的機能を確保し、さらに貿易および国際収支上の制限措置が拡大するのを避けるため、これらの問題を早急に解決することが必要である。

ハ. したがって、蔵相および総裁は、蔵相・総裁代理会議に対し、IMFの研究結果およびOECD経済政策委員会第3作業部会が取り組むはずの、米国にとり必要な国際収支調整の規模とそれが他国に及ぼす影響に関する研究結果を考慮しつつ、これらの問

題を検討し、可及的すみやかに報告するよう指示した。

ニ. さらに蔵相および総裁は、IMFと協力して国際通貨取決め改革の方法、手段を研究するようにといふ、ロンドンにおいて蔵相および総裁代理に対し与えた指示を確認し、次回会合までにこの長期的改革にかかる主要問題について暫定的報告を受けるよう期待する。

ホ. 蔵相および総裁は、これらの問題の解決にあたってはIMFの全加盟国の利害および見解を十分考慮すべきことをよく認識しており、したがって蔵相および総裁代理に対し、この目的に向かってあらゆる可能な措置をとるよう指示した。

ヘ. 明年の10か国蔵相・総裁会議の議長としてコナリー氏が選出された。

◇ GATT理事会、米国の輸入課徴金に関する作業部会報告を採択

GATT理事会は9月16日、米国輸入課徴金問題に関する作業部会(24か国で構成、9月号「要録」参照)の報告を採択するとともに、本問題の緊要性にかんがみこれを継続して追求する方針を決定、あわせて事態の進展に照らし必要に応じて作業部会を再び招集することを確認した。同報告の結論部分の概要次のとおり。

- (1) 輸入課徴金は米国の国際収支状況を勘案しても貿易制限措置として不適当(inappropriate)である(米国はこの見解に同意せず、また他の1国は課徴金が不適当であるとの表現に関しては態度を留保した)。
- (2) 開発途上国の原材料および一次産品の多くは課徴金の適用除外となってはいるものの、これら諸国の輸出に重大な影響を与えており、それだけに課徴金については短期間にこれを撤廃すべきである。
- (3) 課徴金賦課に伴い米国の関税率はGATT規約第2条に定める最高税率をこえることとなり、同規約と両立しない点につき留意する。
- (4) 課徴金が短期間に撤廃されない場合、世界経済と国際貿易に広範な影響を及ぼし、とくにGATT創設以来追求されてきた貿易自由化を今後とも継続するのに必要な国際協力をそこなう点につき留意する。
- (5) 作業部会は、課徴金が一時的なものであることを確認した米国の声明に留意し、上記の観点からその早期撤廃を要請する。

米 州 諸 国

△米国連邦公開市場委員会、公開市場操作対象債券の範囲を拡大

1. 米国連邦公開市場委員会(Federal Open Market Committee of the Federal Reserve System)は9月16日、従来売戻し条件つき買入れの対象に限っていた住宅、農業、輸出金融等政府関係機関の発行になる債券(federal agencies' securities)を、新たに通常の売買操作(outright purchase and sale transactions)の対象とする旨決定し、そのガイドラインを発表した。本措置につき同委員会は、公開市場操作のベース拡大を図ると同時に、それら債券の市場拡大を目指したものと説明している。

2. ガイドラインの骨子次のとおり。

- (1) 政府関係機関債券の売買操作はあくまでも公開市場操作全体の一環として行なわれるものであり、金融市場の特定分野あるいは特定債券の支持を意図して行なわれるものではない。
- (2) 売買操作対象債券は、①実際に既発債市場のある課税対象債であって、かつ②買入れ時において残存期間5年以下のものについては3億ドル以上、残存期間5年超のものについては2億ドル以上の発行残高のある銘柄に限る。
- (3) 公開市場勘定の保有額は当該銘柄の発行残高の10%をこえないものとするが、発行機関別の最高保有限度はこれを設けない。
- (4) 新発債については、発行後少なくとも2週間を経過したあとでなければ既発債市場からこれを買い入れないものとする。
- (5) 公開市場勘定保有の上記債券は、少なくとも当初のうちは満期到来時にそのまま償還を受けるものとする。

△米国連邦準備制度理事会、銀行持株会社の海外活動に関する規制を発表

連邦準備制度理事会は9月20日、1970年銀行持株会社法改正法に基づき、銀行持株会社が関与しうる海外活動の範囲等を発表した(レギュレーションYの改正、21日から実施)。その骨子は以下のとおり。

- (1) 銀行持株会社は、連邦準備制度の承認のもとに、Edge Act 法人(注)が投資することを認められている会社の議決権株(voting shares)を取得または支配することができる。ただし、米国内で預金等の受入れを行

なう会社を除く。

(注) Edge Act 法人は、連邦準備法第25条(a)(別名 Edge Act)に基づき設立された連邦準備制度加盟銀行の子会社で、「国際もしくは海外銀行業務等金融業務およびその他付随業務」に從事しうることになっているが、このほか、「国際もしくは海外活動に付随する業務以外の業務を米国内で営んでいない会社」に対して一定限度まで投資することも認められている。

(2) 海外活動に從事する上記の銀行持株会社の子会社が以下の活動を行なう場合は、事前に連邦準備制度理事会の承認を必要とする。

イ. 米国内における支店(branch offices or agencies)の設置および外国における預金の受入れ。

ロ. 米国内における期間1年以上の社債、約束手形等の発行。

(3) 銀行持株会社は、みずからが保有する上記子会社の株式につきその取得あるいは処分の状況を半年ごとに連邦準備制度理事会に対して報告しなければならない。

△アルゼンチン、二重為替相場を採用

アルゼンチン中央銀行は9月20日、二重為替相場の採用を発表した。アルゼンチンでは8月央の米国緊急措置実施後、不景気の国際収支が一段と悪化するのを防ぐため、すでにペソの切下げ(8月24日発表、1米ドル=4.7→5.0ペソ)、輸入のほぼ全面的停止(9月13日発表、期限10月末まで)などの対策を探ってきたが、今回の措置も同様の趣旨に基づくものである。二重為替相場の概要是次のとおり。

(1) 外国為替市場を輸出入および関連サービス取引が行なわれる商業取引市場とその他取引が行なわれる金融取引市場(旅行、観光関係を含む)とに二分し、前者では公定レートを適用し、後者では為替相場を市場の需給にゆだねる(投機的動きに対して必要な場合は中央銀行が介入)。

(2) すべての外国為替取扱い機関は、9月17日現在の保有外貨(ネット・ポジション)を中央銀行に公定レートで集中しなければならない。また、上記機関は今後輸出等の商業取引を通じて得た外貨を、中央銀行に対して顧客から取得したレートで売却しなければならない。

欧 州 諸 国

△E E C閣僚理事会、国際通貨問題等につき合意書を採択

9月13日ブリュッセルにおいて開催されたE E C閣僚理事会(蔵相)は、10か国蔵相会議(9月15、16日)、I M F総会(9月27日～10月1日)を前に、E E Cの共通の立場

を合意すべく国際通貨問題等につき討議を重ねたのち、概要次のような合意書(*le texte de l'accord*)を採択した。

(1) 閣僚理事会は、国際経済通貨秩序の回復について、6か国がE E C加盟予定国と密接な連繋のもとに共通の立場を採択することが必要であると認めるとともに、通貨評議会および中央銀行総裁会議の意見あるいは9月9日のE E C委員会の提案にかんがみ、10か国蔵相会議ならびにIMF総会におけるE E Cの立場は、次のような原則に基づくものでなければならないと考える。

イ. 国際通貨制度の改革にあたっては、貿易の安全および拡大を保証するため、固定平価の原則を尊重しなければならない。また、満足すべき国際均衡が得られるような固定平価制度を樹立するためには、米ドルを含む全主要国通貨の平価の再調整が不可欠である。

ロ. 新通貨制度が有効に機能するためには、国際資本移動に対する対処策の備えがなければならない。そのような対処策としては、金利差効果をやわらげるための為替変動幅の小幅拡大と短資の均衡破壊的な動きを封ずるための適当な手段とが含まれよう。

ハ. 国際流動性は金、および増加分として、共同で創出され国際的なレベルで管理される準備手段(*des instruments de réserve collectivement créés et gérés sur le plan international*)により構成される。このことは、SDR制度の発展と各国通貨の準備手段としての役割の後退を意味する。

ニ. 新しい国際均衡は、すべての国が1国の例外もなく国際収支調整過程の義務を尊重するとともに、適当な国内政策を講ずるのでなければ維持されえないであろう。

ホ. IMFの権威と行為能力は強化されなければならない。またE E C加盟国はIMFにおいて共通の立場をとるよう努めなければならない。閣僚理事会は、主要通貨によるIMF取引に関する内部的な取決め(*des arrangements internes*)を活用して、現在まひしているIMFの機能を正常に復すことが緊要と考える。このことは、先進工業国および開発途上国双方にかかわることはもとより、E E C独自の為替制度を円滑に機能させるうえでも不可欠なものである。

(2) 閣僚理事会は加盟各国における為替市場の動向についても検討したが、これまでのところたいした混乱は認められず、中央銀行間の協力も満足に進められてい

ることが確認された。

現在の通貨危機があまりに長びく場合には、E E Cの機能、特に共通農業政策を重大な危機におとし入れる可能性がある事情にかんがみ、閣僚理事会はE E C委員会に対し、農業共同市場の機能に関する報告の作成を求めるとともに、通貨評議会および中央銀行総裁会議に対し、8月19日付けで行なった加盟国間の通貨秩序の回復策についての検討依頼(9月号「要録」参照)を再確認した。

(3) 閣僚理事会は、米国の輸入課徴金、国内投資および輸出のための減税措置が、現実的な為替レートの形成を妨げるとともに平価の再調整に障害をなすものであると認め、その撤廃を要求する。

◆ E E C、米国経済緊急対策の影響に関する調査結果を発表

E E C委員会は、9月20日開催の閣僚理事会(外相)における討議資料として、米国経済緊急対策がE E Cに及ぼす影響に関する調査結果をとりまとめた。同調査の骨子は次のとおり。

(1) E E Cの域外に対する貿易収支じりは、今次米国の措置に伴い、年間約20億ドル悪化しよう(注)。また、対域外輸出増加率は、71年の当初見通しである8%から4~5%に低下しよう。

(注) E E Cの対米輸出品の約87%が課徴金の対象となる。主たる対象品目は、自動車、機械、鉄鋼製品。

(2) 短期資本移動は抑制された感がある。長期資本移動(米国投資)はおそらく減少すると思われるが、その規模は不明である。

(3) 加盟各國の景況にとって不安定要因が加わったかたちとなり、生産・雇用面にデフレ的効果が生じよう。

(4) 通貨面への影響としては、国内経済情勢からみて正当かつ耐えうる限度をこえた平価切上げを余儀なくされる危険がある。

◆ E E C、第1回E E C経済年次報告を発表

E E C委員会は9月16日、本年2月に採択された経済通貨同盟完成に関する決議に基づき、その第1段階における各國経済政策の調整に資するための、第1回E E C経済年次報告(71年度)をとりまとめ、欧州議会に送付した。同報告は、欧州議会での討議を経て、閣僚理事会で最終的に採択され、今後各國議会での明年度予算審議の際の有力な指針とされることになっている。

(1) 短期経済見通し

不安定な通貨情勢ならびに米国の保護主義的措置に

より、当面の経済見通しはきわめて困難なものとなっている。年初緒についたとみられた世界景況の回復は、上記諸事情により著しくそこなわれるおそれがあり、E E Cの輸出にとって悪影響をもたらす。国内需要についても見通しをつけがたいが、一般情勢は明らかに企業の設備投資に対し不利な条件をもたらしていると思われる。

E E Cは、その創立以来最も困難な事態に直面しているといえ、全加盟国の協調により、極度に不安定な情勢のなかでインフレによりあやうくされている経済の基礎的均衡を回復させねばならない。

国により異なる為替相場制を維持することは、域外の主要貿易相手国に比しE E Cの立場を不利にするものであり、共通の戦略による一致した行動が不可欠である。

(2) 経済政策の目標

物価上昇率については、72年第4四半期において年率3~3.5%となるよう漸次抑制に努めるべきである。一方賃金は年率6~7%の水準とする。この目標達成のためには、社会各層が一致してこれに支持を与える必要がある。とりわけ、①国内流動性の増大を抑制すること、②財政支出の増大をG N P成長率の範囲内に収めること、③貯蓄を奨励すること、④長期投資を促進すること、が肝要である。

(3) 政策提言

景気政策と財政政策をより弾力的に運営すべきであり、適宜な立法措置によって、情勢に応じ歳入、歳出のすみやかな調整を図るべきである。これによって景気後退に陥ることなく、物価とコストの上昇抑制が可能となろう。さらに、ここ数か月来問題になっている通貨政策、すなわち、①短資流入規制とその国内流動性への影響を中和する対策、②対域外通貨の為替相場の限定的な弾力化、などを採用すべきであろう。

◇英国、長・中・短期国債を発行

英國大蔵省は、9月3日長期国債の発行を、また同10日に中・短期国債の発行を発表した。長期国債は、英蘭銀行発行部手持ち国債(本年7月発行分、8月号「要録」参照)が払底したため、この補充の目的で発行されたものであり、応募者利回りは、前回同様市場実勢より低めに定められている。また、中・短期国債は、新金融調節方式への移行に伴って生ずる市中の過剰流動性を吸収する目的で発行されたものであり、総額13億ポンドのうち、7.5億ポンドが、特別預金の払戻し等により手元資金の増加するロンドン手形交換所加盟銀行に割り当てられ

た。発行要項は次のとおり。

	長期国債		中・短期国債		
発行日	9月8日		9月15日		
発行額	6億ポンド		13億ポンド(注)		
償還期	1990年6月15日	1973年12月10日	1974年9月10日	1977年3月10日	
表面利	8.25%	5.25%	5.5%	6.25%	
発行価格	96ポンド	99.25 ポンド	98.69 ポンド	97.94 ポンド	
応募者利回り	8.816%	5.60%	5.98%	6.69%	

(注) 応募状況により各銘柄の発行額を決定。

◇英国、本年第2四半期の国際収支を発表

英國大蔵省は9月7日、本年第2四半期の国際収支を発表した。これによると、資本収支は、海外からの対英直接投資の減少もあって、281百万ポンドと前期(595百万ポンド)比黒字幅は縮小したが、経常収支の黒字幅が貿易収支の好転を主因に、330百万ポンドと第1四半期(34百万ポンド)を大幅に上回ったため、総合収支では、634百万ポンドと前期(973百万ポンド)に続き大幅な黒字を記録している。なお、この間外貨準備は、外国通貨当局とのスワップ取引(500百万ポンド)やIMFへの借入金返済(8百万ポンド)を行なったため、期中126百万ポンドの増加にとどまった。

英國の国際収支

(単位・百万ポンド)

	1970年				1971年	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期
貿易収支*	3,58△	37△	72	54△	73	78
貿易外収支*	576	148	150	141	137	152
経常収支*	579	206	113	69	191	79
経常収支	579	207	146	39	187	34
資本収支	615	479	193△	114	57	595
誤差脱漏	93	229△	112△	127	103	344
総合収支	1,287	915	227△	202	347	973
S D R配分	171	171	—	—	—	125
IMFへの金払込み(△)	△ 38	—	—	—	△ 38	—
公的債務(△は返済)	△ 1,295	△ 1,010	△ 193	150	△ 242	△ 894
公的準備(△は増加)	△ 125	△ 76	△ 34	52	△ 67	△ 204

(注) *印は季節調整済み。

◇英国、新金融調節方式の発足

英蘭銀行は9月10日、かねて検討中の新金融調節方式を9月16日から実施に移す旨、各金融機関に対し正式文書により通知した(注)。新方式の内容は、5月14日の提案(6月号「要録」参照)と基本的に同一であるが、ただ、若干の技術的細目につき改定が行なわれたほか、定義が明確化された(新方式の細目については、本号「調査」参照)。

(注) 9月16日に実施されたものは、最低準備比率、特別預金制度、割引商社および賦払信用会社に対する新規制等であり、預金・貸出金利協定の廃止は、10月1日から実施された。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、大口預金について 金利競争を開始

ロンドン手形交換所加盟銀行は、10月1日以降、預金・貸出金利協定を廃止し、代わって新しい預金・貸出金利の基準となる「base rate」を各行ごとに発表した。これと同時に、一部銀行では大口預金に対し一般レートより有利な金利を付する旨を発表、シティーの長年の伝統を破って、ロンドン手形交換所加盟銀行間で預金金利競争が開始されることとなった。

その概要次のとおり。

(1) 「base rate」は、各行とも公定歩合と同水準の5%と設定、預金・貸出金利との関係も、次のとおり従来の金利協定と同様とした。

7日もの通知預金金利	base rate	マイナス2%
国有産業向け貸出金利	〃	プラス0.5%
一流民間企業向け	〃	〃 1%
その他企業向け	〃	〃 1~5%

(2) Midland Bankは、これまで子会社に取り入れさせてきた高利・大口預金を、10月1日以降直接受け入れる旨を決定、7日もの通知預金の適用金利を、1口10千ポンド以上には3.5%、同25千ポンド以上には4.5%とする旨発表した。

また National Westminster Bank は、子会社等で受け入れる1口当りの預金最低額を、従来の25千ポンドから10千ポンドに引き下げ、従来より広範囲の顧客に対し競争的金利をオファーすることとした。

◇英国、為替管理強化措置を一部緩和

英蘭銀行は9月14日、8月末に実施した短資流入抑制措置(9月号「要録」参照)のうち非居住者預金の付利禁止につき、次のとおりその一部を緩和した。

(1) 非居住者ポンド勘定を保有する銀行等は、個人預金については、8月31日営業開始時残高または20千ポン

ドのうちのいずれか大きい額をこえる増加分につき付利してはならない(従来は一律に「8月31日営業開始時残高をこえる増加分につき付利禁止」となっていた)。

(2) 英蘭銀行は、銀行等から、国際機関、外国政府等の預金につき付利禁止措置の適用除外申請があれば、これに対し十分な考慮を払うものとする(従来は適用除外なし)。

なお、これらの措置は、非居住者個人預金の主体が海外移民等の小口の本国送金であること、また、国際機関等の預金には本来投機的性格のものが少ないと判断されることなどの事情から採られたものである。

◇英国、対為替銀行ポジション規制を緩和

英蘭銀行は9月23日、公認為替銀行の直物外貨買持ちポジション限度を従来の各行最高100千ポンドから同200千ポンド拡大した。なお、総合ネット・ポジション限度は、売買ともそれぞれ各行最高50千ポンドと従来のまま据え置かれた。

本措置は、8月末に採られた直物外貨売持ちポジション禁止措置(9月号「要録」参照)の結果若干窮屈化した銀行の為替操作を緩和する目的で採られたものであるが、あわせて為替銀行の外貨保有による短資流出促進をも期待したものとされている。

◇英国、バーゼル協定等を更新

英國大蔵省は9月21日、英國とポンド圏64か国との間で1968年に締結されたポンドに関する取決め(43年11月号「要録」参照)のうち、本年9月24日に期限の到来する35か国との取決めの更新状況につき、次のような新聞発表を行なった。

- (1) バーゼル協定ならびに33か国(注1)との取決めの更新に関する交渉は実質的に終了し、正式文書を交換する運びとなっている。この結果、当該国との取決めは1973年9月24日まで延長されることとなった。
- (2) 今回の更新にあたり、ドル価値保証を条件として当該国が保有すべきポンド準備の割合を一率(注2)に引き下げた。

(注1) 35か国中の残り2か国については、「リビアが更新を拒否、他の1か国とは、目下交渉中」と発表されたが、その後、他の1か国であるマルタも更新を拒否した模様。

(注2) 当該国の外貨準備中に占めるポンド保有残高の最低比率を約10%程度削減した模様。

◇西ドイツ、ブンデス銀行の先物介入

ブンデス銀行は9月21日、4月28日以来停止してい

た先物為替市場への介入を復活した。介入の態様は、個別銀行との相対方式による米ドル1、2、3ヶ月先物買入れと伝えられる。

今次介入についてブンデス銀行では、9月央以降、マルクの大幅切上げのルーマーによって米ドル相場の軟化が著しく、このため相場の際限ない浮動を放置するものではないとの姿勢を示すため行なったものであると説明している。

◇西ドイツ、1972年度連邦予算案および中期財政計画案を閣議決定

西ドイツ政府は9月10日、概要下記のとおり1972年

西ドイツの1972年度連邦予算案

(単位・億マルク)

		1972年度	1971年度	伸び率(%)
歳入	租税	977	923	5.9
	手数料その他	39	41	△ 4.9
	計	1,015	964	5.3
歳出	国防省	242	218	11.0
	労働省	216	197	9.5
	運輸省	145	117	24.3
	農林省	46	49	△ 6.0
	厚生省	46	42	7.9
	教育・科学省	52	41	28.6
	都市・住宅省	34	27	29.2
	その他とも計	1,066	983	8.4
財政収支じり (借入金および公債発行)		△ 50	△ 20	—

(注) 1971年度は補正後予算。

西ドイツの中期財政計画等(1971~75年)

		1971年	1972年	1973年	1974年	1975年
歳入	総額(億マルク)	964(972)	1,015(1,031)	1,090(1,102)	1,163(1,175)	1,227
	前年比伸び率(%)	8.4(5.5)	5.3(4.5)	7.4(5.2)	6.7(6.6)	5.5
歳出	総額(億マルク)	983(1,001)	1,066(1,086)	1,151(1,176)	1,238(1,270)	1,314
	前年比伸び率(%)	10.0(12.1)	8.4(8.5)	8.0(8.25)	7.6(8.0)	6.1
財政赤字(億マルク)	20(29)	50(55)	61(74)	75(95)	87	

(注) 1. 1971年は補正後予算。

2. カッコ内は前回計画(1970~74年)。

度連邦予算案(会計年度は暦年)および中期財政計画案(注)を閣議決定した。このうち72年度予算案は、①物価・賃金の安定化を重視して支払規模を極力押えたこと、②過度の景気後退に備えて緊急発動予算(Eventualhaus halt)を組成したこと、が特徴である。

(注) 「経済安定成長促進法」第9条により、連邦政府が予算の前提として毎年策定することを義務づけられている。

(1) 1972年度予算案

イ. 歳出規模は前年度比8.4%増と、72年のG N P(名目)成長率見通しの約7%を上回るが、71年度の積極予算の伸び率(10.0%)に比べると大幅に鈍化する。

ロ. 歳入面では揮発油税、たばこ税、酒税を引き上げる一方、付加価値税の地方分配率を引き上げる(30→40%)ため、伸び率は5.4%にとどまり、この結果財政収支じりは50億マルクの赤字と前年度(同20億マルク)比大幅に悪化する。

ハ. 72年内に予想以上の景気後退が生じた際は、連邦の景気調整準備金(注)から25億マルクを支出しこれを回避する。

(注) 「経済安定成長促進法」第7条に基づき、70年1月以降ブンデス銀行の特別勘定に凍結されている準備金。

(2) 中期財政計画

計画期間中(1971~75年)を通じて、公害防止、エネルギー、住宅建設、交通拡充等の政策に重点を置く。同期間中の歳出の年平均増加率は7.5%とG N P(名目)成長率見通し(1971~75年平均約7%)を若干上回り、一方、歳入の伸び率を平均6.7%と見込んだため財政赤字は逐年増大する。

◇フランス、1972年度予算案を決定

フランス政府は9月15日の閣議において、1972年度(暦年)予算案を決定した。ジスカールデスタン蔵相は、本予算の性格を「均衡堅持、成長指向型」(constance dans l'équilibre et volonté dans la croissance)と定義づけ、インフレ対策重視の観点から引き続き均衡路線を堅持するとともに、国際通貨問題発生に伴う不安定な現状においても、他の欧州諸国を上回る経済成長(実質5.2%、なお本年の見通し5.7%)と完全雇用の確保を基本的なねらいとしたものである、と説明している。

ただ、予算案の内容を見ると財源難もあり、経済成長政策につながる部分としては、公共投資関係支出にある程度資金の重点的配分を行なったにとどまっており、今年度まで行なわれた景気調整基金への積立ても行なっていない。財政面から追加的な景気刺激策を必要とするに

至った場合は、その時点で企業の付加価値税負担の軽減を行なうこととしていることから、事態の推移いかんによつては予算の執行過程において赤字予算に転化する可能性を残したものと解されている。

予算案の概要次のとおり。

- (1) 一般予算の収支じりを32億フランの黒字とし、融資予算の収支じりを31億フランの赤字にとどめて、総合収支じりでは1億フランの黒字を計上。
- (2) 歳出面では、経済成長(注)を支持するため、一般歳出予算の伸び率を9.9%と前年度当初予算のそれ(同7.7%)を上回るものとした。もっとも、通信、道路等産業基盤整備のための公共投資に重点を置いた結果、公共投資関係支出が前年度比13.8%増(債務負担行為を含む契約ベースでは同20.6%増)と一般歳出予算総額の伸び率を上回っている反面、人件費、物件費は極力圧縮するほか、国有化産業に対する補助金を削減し、軍事予算についても引き続き予算総額の伸びを下回る伸び(+8.1%)にとどめるなど、均衡予算の原則堅持に腐心したあとがうかがわれる。
- (3) 歳入面では、71年度予算においてすでに決定された所得税減税(71年度2%、72年度3%、計5%の減税)を73年に見送ったほか、所得水準上昇に対応する税率刻みの調整を小幅にとどめ、さらに酒税およびたばこ消費税の引上げ(それぞれ約15%増、約13%増)をも図るなど財源確保に努めている。

フランスの1972年度予算案

(単位・百万フラン、△印は赤字)

		1971年度予算 (当初)	1972年度予算 案	前年度比増減(△)率(%)	
				71/70	72/71
一般 予 算	歳 出	170,270	187,186	7.72	9.93
	うち 一般民生費	119,564	131,177	8.57	9.71
	財政投資	21,780	24,933	5.33	14.48
	軍事費	28,926	31,276	6.09	8.12
	歳 入	173,366	190,391	8.35	9.82
	収支じり	3,096	3,205		
融資 予 算	歳 出	5,352	5,544	26.88	3.59
	うち 経済社会開発基金	2,955	3,060	△3.43	3.55
	歳 入	2,258	2,449	△1.53	8.46
	収支じり	△3,094	△3,095		
総 合	歳 入	175,624	192,840	8.21	9.80
	歳 出	175,622	192,730	8.22	9.74
	収支じり	2	110		

(注) 72年度予算編成の前提となった明年度の経済見通し(実質・%)。

	1970年 実績 し(70年9月)	1971年当初見通 改訂見通し (71年5月)	1972年 見通し (前年末比ベース)
GDP	+6.1	+5.7	+5.7
消費	+4.5	+5.1	+5.4
投資	+7.3	+7.4	+5.8
輸出	+15.9	+9.5	+9.1
輸入	+6.5	+8.7	+8.3
物価	+6.4	+3.1	+4.0

◇フランス、物価政策を強化

1. フランス政府は、最近のインフレ傾向に対処するため、フランス経団連と事前折衝を重ねつつ、契約方式による新たな物価抑制策の導入を検討してきたが、さる9月15日、ジスカールデスタン蔵相はユーブラン経団連会長あての書簡において、価格抑制契約(contrat anti-hausse)の大綱を含む一連の物価抑制策を呈示、経団連側は同16日これらを受け入れる旨回答した(経団連では9月14日の総会で政府案了承の方針をすでに決定)。

価格抑制契約は政府と各産業部門との間で締結される期間6ヶ月(72年3月15日まで)の契約とし、期間経過後内容が再検討される。

本契約等の概要次のとおり。

- (1) 工業製品の販売価格上昇率を、今後月0.2%のペースに引き下げる目標とし、契約の適用期間である明年3月15日までの6ヶ月間については、物価上昇速度を考慮して通計1.5%をこえないものとする。ただし、1.5%の限度は全産業の平均値であり、部門によっては、規制限度について多少の調整が認められる。

- (2) 上記の原則に従い、今後各部門ごとに政府との間で価格上昇率を規定する個別取決めが締結される。この取決めに参加する企業は、契約で規定された限度内であれば、当局への事前届け出(1ヶ月前)などを要することなく、自己の裁量で価格引上げを決定しうる(注)。

(注) 取決めに参加しない企業(たとえば中小企業連盟は不参加を表明)には、従来どおりの事前届け出制が適用されるが、その場合当局の取扱いは価格凍結を含むきびしいものになろうとみられている。

- (3) 価格抑制契約の対象となる工業製品については、流通段階におけるマージン率(取扱い全製品に対する平均的マージン率であって、個々の製品についてのそれではない)を明年3月15日まで引き上げないよう、政府と関係業者団体との間で取決めを締結する(注)。

(注) かかる取決めを締結しない場合には、今後現行マージン幅を引き上げないよう当局の規制が行なわれる。

(4) 政府は、本契約の適用期間中、生産コストの上昇をもたらすような政策措置を決定しないこととし、とくに公共料金についてはいっさいの引上げを認めないこととする。

一方、ユーブラン会長は上記政府案を受け入れるにあたり、蔵相あて書簡においてとくに次の諸点を留保した。

(1) 政府は、上記契約の適用期間中、それが遵守されているかぎり、他の統制的な価格抑制手段を探らないこと。

(2) 既往の措置(郵便、電気、ガス等最近行なわれた一連の公共料金引上げ)に基づく生産コストの上昇分に対しては特別の考慮を払うこと。

(3) 金融・経済面で著しい情勢の変化が認められた場合には本制度を再検討すること。

2. なお大蔵省は、9月16日付けの通ちようで、現行計画契約(*contrat de programme*)の対象となっている企業については、計画契約の範囲内で、①72年3月15日まで遵守すべき指標価格、および②現行価格、販売条件等を変更する時期、についてあらかじめ取決めを締結すること、小売り商店は今後消費者に対し販売価格(税込み)を明確に表示する義務を負うこと、などの補完措置を明らかにした。また、今次価格抑制契約や計画契約の対象外になっているサービス料金についても、71年末における価格水準を72年3月15日まで凍結することにした。

◇フランス、為替ポジション規制を緩和

フランス銀行は、9月22日付けで為銀に対し通達を発し、今後、フランス銀行の事前許可を条件に、一定の限度内で外貨の買持ち増を認めることとした。ただし当該外貨の取得および売却は金融取引市場に限られる。

本措置についてフランス銀行では、為銀に対し外貨買持ちを通ずる対外債権増加のルートを開くことにより、本年8月3日以降実施の対外債権・債務ポジションの規制(8月号「要録」参照)を遵守しやすくすることを目的としたテクニカルな措置であり、実質的な為替管理の緩和を企図したものでないと説明している。

◇オーストリア、流入外貨の凍結措置を一部解除

オーストリア国民銀行は9月15日、さる8月24日の為替市場再開と同時に外国為替銀行との間で締結した紳士協定(9月号「要録」参照)の中で、流入外貨の75%を国民銀行の特別勘定に凍結する措置につき、同国の企業が輸出取引を行なう際に為替カバーを目的として取り入れ

る外貨については預託義務を免除する旨発表した。

本措置のねらいについて、Androsch 蔵相は、現在輸出企業が直面しているきびしい国際環境にかんがみ、企業の為替リスク回避のためのコスト負担軽減を図ったものであると説明している。また企業筋では、今次措置によって為替カバー取引のコスト(年率、平均)は従来の8%から4%以下に低下するとして、歓迎していると伝えられる。

◇スイス、短資流入抑制措置を法制化

1. スイス連邦内閣は、さきに政府に対し通貨防衛措置を講ずる法的権限を付与することを内容とする緊急連邦決議案(注)を議会へ提出していたが、同決議案は上下両院の承認を得て9月30日に成立した。なお、同決議は3年間の期限付きであり、その後必要とあれば、議会の承認を得て2年間の延長が可能である。

(注) 緊急連邦決議は、施行期間を限定する場合に限り、議会の承認をうることによって法律と同等の拘束力が与えられる。一般的法律改正(通常は国民投票に付される)に比べて手続きが簡単である。

同決議の骨子は次のとおり。

(1) 国際通貨不安が増大し、国内の通貨・金融政策の遂行が困難に陥った場合に、政府はスイス国民銀行と協議のうえ、外貨の流入抑制および流出促進措置をただちに実施することができる。

(2) 政府は、国民銀行と市中銀行間で締結されている紳士協定に基づく措置を一般的義務として規定することができる。

(3) 政府は、上記権限に基づく措置の実行をスイス国民銀行に委任することができる。

(4) 政府が決定した措置に違反し、または義務を怠った場合は、10万フラン以下の罰金を科す(過失の場合は5万フランまで)。

2. 今回の法制化措置は、現在の通貨不安が今後長期化かつ深刻化するとの見通しに立ち、これに伴う同国への短資流入を一段と抑制する体制を整えたものである。この結果、現行の市中銀行との紳士協定に基づく短資対策(9月号「要録」参照)をさらに強化し、場合によっては非居住者預金に対するマイナス金利の適用など、よりきびしい措置を講ずることも可能となった。こうした政府の権限拡大について、一部金融筋にはその乱用を懸念する声もあるが、Celio 蔵相は議会答弁の中で、行き過ぎた措置の実施は厳に慎む旨表明している。

◇オランダ、公定歩合を引下げ

1. オランダ銀行は9月14日、公定歩合を0.5%引き下げ(5.5→5.0%)、翌15日から実施する旨発表した。今次引下げは、4月5日(6.0→5.5%)、4月号「要録」参照)に次いで本年2回目である。この結果、同行の貸出金利体系は次のとおりとなった(注)(カッコ内は旧レート)。

(1) 割引

為替手形	5.0%(5.5%)
約束手形	5.5%(6.0%)

(2) 当座貸越および担保貸付歩合

個人・私企業向け	6.5%(7.0%)
その他向け	5.5%(6.0%)

(注) 為替手形割引歩合(基準歩合)を除く割引・貸付歩合については、8月26日に各0.5%引き下げられている(9月号「要録」参照)。

2. 今回の措置についてオランダ銀行は、海外からの短資流入を抑制するため、さきに非居住者による債券取得制限を行なう(9月6日実施、9月号「要録」参照)などの措置を実施したが、その後における海外金利の低下および引き続く短資流入傾向(注)に対処するため実施したもの、と説明している。

(注) オランダへの短資流入は、9月初来2週間に約1億ギルダーに上ったと伝えられる。

置である。

2. またベルギー国民銀行は、前記公定歩合引下げに先立ち、9月末をもって、市中貸出規制(44年6月号および本年4月号「要録」参照)を撤廃することを決定した。これについてベルギー国民銀行筋では、「付加価値税導入に伴う物価面への影響はほぼ一巡し、最近の物価上昇率は他国に比べいくぶんモドレートに推移しており、また物価上昇傾向を見越した一部のおもわく的な在庫積み増しの動きも静まったとみられるため撤廃に踏み切った」と説明している。

◇ベルギー、為替銀行の対外ポジション規制を撤廃

ベルギー国民銀行は9月15日、為替銀行の対外ポジション規制および同規制超過額の中央銀行預託義務(注)(7月号「要録」参照)を当分の間停止することを決定した。

これは、8月23日以降公定市場においても、オランダ・ギルダー以外の通貨との関係では、ベルギー・フランが変動相場に移行したことによい(9月号「要録」参照)短資流入規制の意義が薄れたうえ、短資流入そのものも落ち着いてきていること、ベルギー・フランとオランダ・ギルダーとの間では従来の平価と為替変動幅が維持されることとなっているが、両国中央銀行の市場介入を通じこの目的を円滑に実現していくためには、規制の面でも両通貨ができるだけ同じ条件のもとにおくことが適当であること、などの事情を勘案して採られた措置とみられている。

(注) 中央銀行特別勘定残高推移

	百万フラン
1971年6月中平均	2,018
7月中 "	2,899
9月9日現在	1,318

◇ベルギー、特別輸出税を軽減

ベルギー政府は9月10日、米国の輸入課徴金賦課による影響が大きい商品に対し、特別輸出税の税率(現行1.75%)を引き下げる旨決定し、10月1日から実施することとした。これによる71年度中の減税額は300~500百万ベルギー・フランと推定されている。

新税率等は次のとおり(基準は70年通関実績)。

- (1) 米国向け輸出が生産量の5%以上15%未満を占める商品(鉄鋼等) 1%
- (2) 米国向け輸出が生産量の15%以上を占める商品(鋼材、スポーツ用品等) 0.5%
- (3) すでに優遇税率(0.5%)を適用されている商品(ガラス製品、アルミニウム等) 変更なし

◇ベルギー、公定歩合の引下げ、貸出規制の撤廃を実施

1. ベルギー国民銀行は9月22日、公定歩合の0.5%引き下げを決定、翌23日から実施した。新貸出金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

(1) 割引

銀行引受手形および輸出・輸入関係手形	5.5%(6.0%)
その他の手形	7.0%(7.5%)

(2) 貸付

期間130日以内のTBおよび国債基金証券	6.5%(7.0%)
担保	6.75%(7.25%)
期間130日超366日以内のTBおよび国債基金証券担保	7.0%(7.5%)

今次引下げは、このところ企業の在庫投資や個人消費がひとろに比べかなりの落着きを示すに至っていること、また、不安定な国際通貨情勢を背景に企業家マインドが日増しに慎重化しており、利下げにより需要面からインフレ傾向を刺激するおそれがないとみられること、さらに金融市場でもコール・レートが低下傾向にあること、などの事情を勘案して採られた措

なお、特別輸出税制度は本年初付加価値税を導入した際暫定的に設けられたもので、存続期間は一応本年末までとなっている。

◇スウェーデン、大手商業銀行の合併

スウェーデンの大手商業銀行 Skandinaviska Banken (本年6月末総資産167億クローネ)と Enskilda Bank (同52億クローネ)は9月21日合併を発表、72年1月1日から「Skandinaviska Enskilda Banken」として新発足することになった。新銀行(資本金543百万クローネ、総資産220億クローネ)は国内商業銀行の総預・貸金についてそれぞれ約3割のシェアを占め、国内はもとより北欧でも最大の規模となる。

ア フ ィ ア 諸 国

◇インドネシア、459品目の輸入関税を引下げ

インドネシアは9月16日、原材料、生活必需品等459品目にわたる輸入関税の引下げを実施した(引下げ幅、最高80%)。同国では、さる8月23日の為替レート切下げ(8.9%)や円、西欧通貨のレート上昇などに伴い、輸入品の価格が10~20%方上昇するに至ったため、インフレの再燃を防止する見地から、これまでにない広範な引下げ措置を講じたものである。

主要品目の引下げ幅は次のとおり。

紙・同製品	(36品目)	9~80%
繊維原料・同製品	(88〃)	6~70〃
薬品・化学製品	(22〃)	7~50〃
窯業・土石製品	(33〃)	6~50〃
金属・同製品	(70〃)	5~50〃
食料品	(44〃)	5~35〃

雜 貨 (16品目) 5~35%

◇インド・ネパール貿易通過協定の改訂

インド、ネパール両国間の新貿易通過協定(期間5年)は、8月13日調印された。旧協定は昨年末で期限切れとなり、ネパール側は、従来認められていなかったインド向け輸出品の関税免除および新たに中国、パキスタンに対する輸出入商品のインド領内通過を要求して、交渉が難航していたが、インド側が中国、パキスタンなど近隣諸国との関係をも考慮してネパール側の要求を全面的に受け入れた結果、調印の運びとなったものである。

なお、インドが関税を免除し数量制限を設けない產品は、①ネパールの一次產品、②インドないしネパール產原材料を90%以上使用している製品、③ネパール產原材料と同國での付加価値額が工場渡し商品価格の50%以上を占める製品、とされている(ネパールの年間輸出入は各約10百万ドルで、ともに9割近くが対インド取引によるものである)。

共 产 圈 諸 国

◇コメコン銀行の活動状況

コメコン銀行は、このほど1970年度の営業報告書を発表した。それによれば、同行の業務は加盟国、公認銀行(コメコン銀行と取引を行なう権限を与えた加盟国の中央銀行もしくは外国貿易銀行)への貸出増、国際金融市場での交換可能通貨および金取引の活発化により引き続き順調な拡大を続けている。

まず、主要業務とされているコメコン域内の貿易決済状況をみると、昨年中の振替ループルによる加盟国相互間の決済総額は、域内貿易の拡大(+13%)に伴って354億

コ メ コン 銀 行 の 貸 借 対 照 表

(単位・千振替ループル)

資 产	1968年末	1969年末	1970年末	负 債	1968年末	1969年末	1970年末
現金・預け金勘定	315,264	421,706	625,594	資本金・準備金	91,306	92,867	95,194
現金・当座預金	11,617	15,153	11,616	払込済資本金	89,711	89,711	89,711
預 け 金	303,647	406,553	613,978	準 備 金	1,595	3,156	5,483
加盟国銀行への貸出	351,439	380,285	519,536	預 金 勘 定	573,744	696,942	1,015,003
什 器・備 品	127	129	135	当 座 預 金	121,114	134,607	110,536
そ の 他 資 産	3,039	4,460	15,743	定 期 預 金	452,629	562,335	904,467
				借 入 金		6,696	27,506
				そ の 他 負 債	3,258	5,947	16,278
				純 益	1,561	4,128	7,027
合 计	669,869	806,580	1,161,008	合 计	669,869	806,580	1,161,008

振替ルーブルと前年比10.6%の増加を示した。その結果貸出面においては、公認銀行の決済資金の一時的不足を補てんするための貸出、いわゆる「決済信用」が増加し、貸出総額に占める比重も大幅に上昇(69年の64.1%から70年には82%)、振替ルーブルによる貸出は406百万ルーブル、前年比27.6%の著増を記録した。なお、上記決済信用(振替ルーブル建)以外の貸出としては、生産の専門化・協同化のためのプロジェクトに対し振替ルーブルもしくはその他通貨で供与される信用(期限3年以下)が総額の18%を占めている。

一方、預金残高は、70年末で1,015百万振替ルーブルと前年を51.3%上回ったが、なかでも交換可能通貨預金は前年比75.5%の大幅な増加を示した(70年1月現在残高609百万振替ルーブル)。かかる交換可能通貨預金の高い伸びは、西側諸国との貿易拡大に伴い、決済資金の取入れ等ドルを中心とした交換可能通貨による取引が西側諸国との間で大幅に増大(前年比54.7%増)したことによるものである(昨年中同行は、コルレス関係を中心に世界の200の銀行と取引を行なったといわれる)。

◇日ソ間の貿易・支払に関する新長期協定の締結

1971~75年中の貿易・支払に関する新協定が、9月22日、日ソ両国間で調印された。

同協定では、日本の対ソ輸入品目として木材、石油、石炭等原・燃料を中心に87品目、対ソ輸出品目として各種資源、開発設備、機械、船舶等64品目が掲げられ、これらの商品については両国政府は今後必要な輸出入許可を与えることに同意している。同協定に基づく今後5か年間の日ソ貿易額(輸出入合計)は約52億ドル(前5か年実績33億ドル比58%増)、年率にして12.7%の伸びと試算され、とくに日本の機械、繊維の輸出、木材の輸入が増大するものと予想されている。なお、両国間の支払は従来同様、関係国内法の規定に従って交換可能通貨(事実上は米ドル)で行なわれることとされている。

日ソ貿易の推移

(単位・百万ドル)

	日本の対ソ輸出 (F O B)	日本の対ソ輸入 (C I F)	出入(一)超
1966年	214	300	— 86
67々	158	454	— 296
68々	179	464	— 285
69々	268	462	— 194
70々	341	481	— 140
1966~70年	1,160	2,161	—1,001

資料:通関統計。